

# 茨城県砂利採取計画の認可に関する要項

## 1 目的

この要項は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第16条の規定による砂利採取計画の認可のうち、砂利採取跡地の埋戻し及び災害防止について必要な事項を定め、砂利採取跡地の適正な埋戻しを図ることを目的とする。

## 2 認可の対象

法第16条の採取計画の認可（法第20条の採取計画の変更認可等を含む。）を受けることのできる砂利採取業者は、砂利採取に関する自主規制を確立することを目的として中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27号の2の規定に基づいて設立され、かつ健全であると知事が認めた協同組合（以下「協同組合」という。）又はその組合員であることを原則とする。

## 3 協同組合による砂利採取跡地埋戻し保証

協同組合は、知事との間に別紙様式より砂利採取跡地の埋戻しに関する総括的及び具体的な事項並びに砂利採取に関する自主規制について確認書を取り交わすものとする。

（昭和52年4月30日付けで「茨城県砂利協同組合」、「茨城県陸砂利採取協同組合」、「霞ヶ浦砂利・砂採取協同組合」と、平成19年11月13日付で「ペブルフィールド協同組合」と、平成20年10月24日付で「茨城鹿行砂利採取協同組合」と、平成29年12月15日付で「霞砂利採取協同組合」とそれぞれ取り交わし済み）

## 4 認可の基準

- (1) 採取計画の認可申請は、協同組合と組合員又は登録業者との連名による共同申請であること。なお、協同組合は埋戻し保証をする者を明確にする趣旨である。
- (2) 過去に認可を受けた採取計画について、採取期間の満了前に、新たな申請をしてきたものについては、当該採取の埋戻しが完了していること。（前回の認可に係る砂利採取地の埋戻しが行われていない場合であっても、認可申請時に埋戻しの保証がされており、かつ砂利採取工程上の都合により原則として砂利採取面積のうち採取完了面積の80%が埋め戻されており、埋戻し未了地についても確実に埋戻されるものと知事又は県民センター長が認めたものを含む。）

## 5 認可の条件

次のとおりとする。

- (1) 砂利採取場及び沈澱池の周囲には、防護柵及び危険標示を設置すること。
- (2) 保安距離

認可申請に係る砂利採取場とその隣接地との間には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる距離の保安距離がとられていること。ただし、法令又は当該隣接地に存する施設の管理者により、この要項に定める保安距離以上の保安距離が定めら

れている場合は、その保安距離がとられていること。

- ① 隣接地に宅地、国道、県道及び市町村道並びに鉄道及び鉄塔の敷地がある場合  
5 m以上

ただし、周囲の状況を鑑みて、危険がないと判断される場合  
2 m以上

- ② 隣接地に屋根等の建物がある場合

当該建物ののき下から10m以上

- ③ その他の場合

2 m以上

(3) 掘削

- ① 陸砂利

ア 表土の除去等

表土の除去等の方法は、次の各号に適合していること。

(ア) 表土を除去するに当たっては、隣接地が浸食されないように配慮すること。

(イ) 除去した表土を堆積するときは、地形に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置し、特に、降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮すること。

(ウ) 乾燥時においては、表土の飛散を防止するため、場合により砂利採取場内に適宜散水等の措置をとること。

イ 掘削深及び掘削方法

砂利採取場における掘削深度は、地域の条件及び採取後の埋戻しの必要上、地表から10m以内とする。ただし、災害の防止等に支障がないと認められるときは15m以内（農地にあつては、周辺農地及び農業用水等の枯渇がないと認められ、かつ優良農地に復元されることが確実であると認められるもの）とする。

また、採取場周辺の地下水の湧水状況等については、地下水の枯渇防止に配慮すること。

(ア) 10m以内の場合

保安距離をとったうえで安定勾配（別表のとおり）で掘削すること。

(イ) 10mを超える場合

保安距離をとったうえで掘削し、掘削深さ5 m以内に小段（1 m以上）を設け、安定勾配で掘削すること。

ウ その他

掘削による災害の防止については、保安距離、掘削深及び掘削方法のほか、次の各号に掲げる観点から審査し、必要に応じこれらの事項を認可の条件として付すこと。

(ア) 掘削深が大きい場合には、のり面に平場を設けること。

(イ) 砂利採取場の区域が広大である場合には、計画性をもって掘削し、順次埋め戻しを行うこと。

(ウ) 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとり、特に必要がある場合は（水路の水が漏洩するおそれがあるとき等）、補強工事を行うこと。

- (エ) 砂利採取場には、丁張り等により掘削深及び掘削の勾配を確認できる標示を行うこと。
  - (オ) 乾燥時は土砂の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置をとること。
  - (カ) 掘削箇所への地下水の浸透等により、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。
- ② 山砂利
- 切り土高 5 m 以上を掘削する場合は、5 m 以内に小段を設け安定勾配で掘削すること。掘削を終了したあとは平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、残壁は 5 m 以内に小段を設け、安定勾配で崩壊しないようにのりを切ること。
- その他、陸砂利を準用する。
- (4) 雨水・湧水の処理方法
- 雨水・湧水は原則として採取場内で処理すること。
- 場外に排出する場合は、沈澱池を設け必要な措置をとった後、水質基準以下の水を排出すること。
- (5) 砂利採取場内での運搬
- 同一砂利採取場が道路または他人の土地により分断されている場合は、運搬時には落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、または交通整理員の設置、もしくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとること。
- (6) 砂利の堆積
- 砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積すること。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置をとること。
- (7) 掘削跡等の処理
- ① 農地である掘削跡は、原則として埋め戻すこと。
  - ② 農地以外の平地における掘削跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には、積極的な理由がない限り埋め戻しを行うこと。
  - ③ 埋め戻しは、掘削を完了した区域ごとに速やかに行うこと。
  - ④ 埋め戻しを行わない場合は、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置をとること。
  - ⑤ 掘り込み式沈澱池跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮し適切な埋め戻しを行い、十分に転圧すること。
  - ⑥ 土えん堤を設置する方式の沈澱池跡については、原則として、十分に水を排出した後、適正に土えん堤を取り崩しヘドロを取り除いて、危険のないよう整地すること。
- (8) 緑化について
- 森林法等、他法令により緑化が義務づけられている場合は、緑化計画に基づき採取が終了した区域から順次緑化を行うこと。

## 6 洗浄業務

第3項の規定は、洗浄施設における洗浄業務の場合にも適用する。

### (1) 水洗に必要な水の確保

- ① 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。
- ② 洗浄水を節約するために、洗浄水の「環流方式」を採用し、付近の井戸水等の涸渇のおそれがある地域では、原則として、洗浄水の環流方式を取ること。

### (2) 水洗、選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置すること。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理及び危険防止の観点からできるだけ汚濁水処理装置を設置すること。

#### ① 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合していること。

- ア 洗浄水の節約及び水質の汚濁防止の観点からできるだけ環流方式を採用すること。
- イ 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。
- ウ 沈降剤、凝集剤は当該措置にあった薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。

#### ② 沈殿池を設置する場合は、次の各号に適合していること。

- ア 沈殿池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。
- イ 沈殿池は、原則として、地中に掘り込んだものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈殿池でもよいこととするが、その場合でも、地形、付近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。
- ウ 洗浄汚濁水等を沈殿池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈殿池の容量の7割とすること。ただし、特殊な構造の沈殿池については個々具体的に検討すること。
- エ 沈殿池は原則として、2つ以上設けること。この場合、1の沈殿池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈殿池の使用を中止して、他の沈殿池に移行し、最初の沈殿池は再使用できる状態に復元しておくこと。
- オ 沈殿池を1つしか設けない場合には、沈殿池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業は中止すること。
- カ 沈殿池には、適当に沈降処理剤を投入し、または適当な日数の間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。
- キ 沈殿池の排出口の下端の高さは、排出のときに同時にヘドロを排出しないようなものとし、排出口は、適切な水質の水を排出する場合以外は開門しないこと。
- ク 掘り込み式の沈殿池にあっては、沈殿池の周辺及びのり面が崩壊しないように措置すること。
- ケ 土えん堤は、十分水圧等に堪え得る強度を有していること。

#### ③ ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合していること。

- ア ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。  
ヘドロを処分する場合は、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。
- イ ヘドロの堆積場は、板囲いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置をとること。

④ 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合していること。

- ア 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路に排出された水の利用状況（例えば、水道用、農業用に使用されている等）、砂利採取場の立地条件、自然条件及び技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。
- イ 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守すること。

⑤ 騒音防止

騒音規制区域または人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意すること。

## 7 砂利の堆積

砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積すること。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置をとること。

## 8 水切り

砂利の運搬時に、砂利運搬車から水が垂れるのを防止するため、水切り場に適当な時間堆積する等の方法により水切りをした後に砂利採取場から砂利を搬出すること。

## 9 適用除外

海岸砂（鋳物用砂等）の採取計画の認可については、本要項の適用はしない。

付 則

- 1 この要項は、昭和52年5月1日から施行する。
- 2 茨城県陸砂利採取計画の認可のうち「埋戻し」に関する事項（昭和49年9月5日施行）は廃止する。
- 3 この要項の施行前において認可した採取計画については、当該採取計画による採取が完了し、廃止届が提出されるまでは、なお従前の例による。

付 則

この要項は、昭和60年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、昭和63年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前の例に

よる。

付 則

- 1 この要項は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成12年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成13年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成21年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、令和3年4月1日以後に採取計画の認可申請を受理されたものについて適用し、同日前採取計画の認可申請を受理されたものについては、なお従前の例による。

別表

掘削安定勾配の標準

種	類	垂直 1 m に対する水平距離 (m)	斜面角度 (度)
砂		1. 5	3 5
堅くしまった砂利		1. 0	4 5
堅くしまっていない砂利		1. 2	4 0
堅くしまった土			
	高さ 5 m まで	0. 8 ~ 1. 0	5 1 ~ 4 5
	高さ 5 m 以上	1. 0 ~ 1. 5	4 5 ~ 3 4
堅くしまっていない土			
	高さ 5 m まで	1. 0 ~ 1. 5	4 5 ~ 3 4
	高さ 5 m 以上	1. 5 ~ 2. 0	3 4 ~ 2 7